

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

(農産園芸課) 七〇七

告示

核融合科学研究所安全監視委員会の共同設置

(環境管理課) 七〇七

教育委員会告示

岐阜県重要文化財及び岐阜県天然記念物の指定

(社会教育文化課) 七〇九

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 七一〇

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 七一一

規則

岐阜県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十六号

岐阜県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県肥料取締法施行細則(昭和二十六年岐阜県規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表6の項中「~~併置~~として併置された~~遊歩道~~又は~~遊歩道~~」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第六百三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の七第一項の規定により、多治見市、瑞浪市及び土岐市と核融合科学研究所安全監視委員会を共同設置したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二の第二項の規定により規約とともに告示する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十六年十一月十八日

平成二十六年十一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 委員会設置の経緯及びその概要

1 経緯

この委員会は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所の周辺における環境を保全し、及び住民の安全を確保するためのものであって、その協議は、平成二十六年第四回岐阜県議会定例会、平成二十六年第六回多治見市議会定例会、平成二十六年第三回瑞浪市議会定例会及び平成二十六年第四回土岐市議会定例会において委員会共同設置規約がそれぞれ可決され、成立した。

2 概要

(一) 名称 核融合科学研究所安全監視委員会

(二) 委員会を設ける地方公共団体 岐阜県、多治見市、瑞浪市及び土岐市

(三) 事務所 土岐市役所内

(四) 組織 委員九人以内

二 委員会の規約

核融合科学研究所安全監視委員会共同設置規約

(設置)

第一条 岐阜県、多治見市、瑞浪市及び土岐市（以下「関係県市」という。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第一項の規定により、大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所（以下「研究所」という。）の周辺における環境を保全し、及び住民の安全を確保するため、核融合科学研究所安全監視委員会（以下「委員会」という。）を共同して置く。

(執務場所)

第二条 委員会の執務場所は、土岐市土岐津町土岐口二二〇一番地土岐市役所内とする。

(所掌事務)

第三条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 研究所の周辺における環境の保全に必要な監視及び測定に関すること。
- 二 研究所における災害及び事故の防止に関すること。
- 三 研究所又はその周辺において発生した大規模災害又は事故への研究所による対応の状況に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、研究所の周辺における環境の保全及び住民の安全の確保に関し、委員会が必要と認めること。

(組織)

第四条 委員会は、委員九人以内で組織する。

(委員)

第五条 委員会の委員は、次に掲げる候補者について、土岐市長が選任する。

一 学識経験を有する者のうちから岐阜県知事が指名する者

二 多治見市長、瑞浪市長及び土岐市長がそれぞれ指名する者

2 土岐市長は、委員会の委員を解任する場合又はその退任を承認する場合は、あらかじめ土岐市以外の関係県市の長と協議しなければならない。

(委員の任期)

第六条 委員会の委員の任期は、二年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員会の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第七条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第八条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、原則として公開で行うものとする。

5 委員長は、委員以外の者を出席させて意見を述べさせることができる。

(負担金)

第九条 委員会に要する経費は、関係県市が負担し、当該負担すべき額は、関係県市の長の協議により定めるものとする。

2 土岐市以外の関係県市は、前項の規定による負担金を土岐市に交付しなければならない。

3 前項に規定する負担金の交付の時期については、関係県市の長が協議して定める。

(予算)

第十条 委員会に関する予算は、土岐市の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第十一条 土岐市長は、委員会に関する決算を土岐市議会の認定に付したときは、当該決算を土岐市以外の関係県市の長に報告しなければならない。

(委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第十二条 土岐市は、委員会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合は、あらかじめ土岐市以外の関係県市と協議しなければならない。

2 前項に規定する条例、規則その他の規程を土岐市が制定し、又は改廃したときは、土岐市以外の関係県市の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(庶務)

第十三条 委員会の庶務は、土岐市において行う。

(補則)

第十四条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、関係県市の長が協議して定める。

附則

この規約は、平成二十六年十一月一日から施行する。

教育委員会告示二六

岐阜県教育委員会告示第五号

岐阜県文化財保護条例(昭和二十九年岐阜県条例第三十七号)第三条第一項の規定による岐阜県重要文化財及び同条例第八条第一項の規定による岐阜県天然記念物の指定を

次のように行うので、同条例第三条第三項及び第八条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十一月十八日

岐阜県教育委員会

委員長 野原正美

岐阜県重要文化財

指定番号	種目	名称	員数	内容	所在地	所有者	住所
岐重五二〇	建造物	真木倉神社本殿	一棟	一間社流造(本屋桁行二・一二メートル、梁間一・九メートル)、正面軒唐破風及び千鳥破風付、檜皮葺	美濃市大字御手洗字森切五番	宗教法人真木倉神社	所在地に同じ。

岐阜県天然記念物

指定番号	種目	名称	員数	内容	所在地	所有者	住所
岐天一一二	植物	蛭ヶ野高層湿原植物群落	三箇	本湿原は、日本の高層湿原の南限、ミズハシヨウやウタスケなどの北方湿原植物の南限自生地として知られている。	郡上市高鷲町ひるがの四六七〇番六七、六八	郡上市	郡上市八幡町島谷二二八番地

この地に所在する湿原植物群落三箇所(A地区、B地区及びC地区)計二四、一八九平方メートルを、昭和四十五年一月二

公 示

十日に岐阜県天然記念物に指定したこのうちA地区は、周辺山地に連続し、湧水に恵まれる山裾部に形成された植物群落の遺体が堆積してできたものである。中央部分がレンズ状に盛り上がる典型的な高層湿原の地形を保持しており、蛭ヶ野高層湿原の特徴を示す植物が生育している。今回A地区に隣接する九、九二八平方メートルを追加指定する。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年十一月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年十一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年十一月六日

二 届出者の氏名又は名称

イオンリテール株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンモール各務原

各務原市那加萱場町三八

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 外九二者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 外一三七者

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年十一月十八日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年十一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）スーパーセンターオークワ関笠屋店

関市笠屋土地区画整理地内一九街区 外

二 意見の概要

関市長の意見

・ 冷却塔、エアコン室外機、ダクト等から発生する定常騒音については、低騒音製

品を用いるまたは必要であれば防音壁を設けること。

- ・ B G 、アナウンス、リフト後進ブザー、荷物の出し入れ、自動車アイドリング等による変動騒音については、時間帯音量規制・アイドリングストップ等周辺住環境に配慮した対応をすること。

- ・ 荷さばき作業、シャッター開閉音等に伴う衝撃騒音については、音源の素材等に配慮し、極力外部に漏れないように努めること。また、夜間については、極力作業を行わないよう努めること。

(届出事項 新設)

平成二十六年十一月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社